

## 第10回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月5日(火)午後2時00分
2. 開催場所 おりなす八女 小ホール
3. 出席農業委員(24名)
 

1番 中村 輝義	2番 大坪 知美子	3番 服部 正文
4番 牛島 孝之	5番 仁賀木 義文	6番 池尻 律芳
7番 平井 照也	8番 塩塚 義治	9番 樋口 重樹
10番 高山 和典	11番 國武 覚	12番 溝田 耕一
13番 仁田原 一太	14番 八田 久男	15番 田形 隆徳
16番 大津 達喜	17番 伊藤 正博	18番 小川 哲郎
19番 松本 敬介	20番 井手 洋一	21番 原 義博
22番 丸林 京市	23番 堤 正義	24番 月足 靖彦
4. 出席最適化推進委員(41名)
 

1番 伊藤 正二	2番 池田 和本	3番 橋爪 寿賀夫
4番 生武 光雄	5番 樋口 祐二	6番 中島 敏彦
7番 角 秀次	8番 馬場 一登	9番 末石 敏和
10番 平島 修	11番 大隈 弘志	12番 上村 洋治
13番 中嶋 壽敏	14番 松延 清隆	15番 室園 千秋
16番 延 和洋	17番 仁田原正一郎	18番 栗原 武治
19番 松尾 康則	20番 溝田 正忠	21番 中島 清隆
23番 馬渡 高人	24番 古賀 則夫	25番 浅田 文男
26番 田中 勝之	27番 水本 敏明	28番 野中 敏光
29番 益本 秀明	31番 中島 広伸	32番 東 正洋
33番 野田 和宏	34番 平 和宣	35番 野中 昭男
36番 野中 円三	37番 大石 重信	39番 松崎 保元
40番 中村 善徳	41番 栗原 英喜	43番 山口 史登
44番 今村 嗣範	45番 二田 俊秀	
5. 欠席委員 農業委員(0名)
6. 欠席委員 最適化推進委員(4名)
 

22番 久木原 美成	30番 森 義則	38番 江上 富男
42番 栗原 嘉寿秀		
7. 議事日程
  - 第1 会議の成立
  - 第2 議事録署名委員の指名
  - 第3 議案の上程

#### 第4 議案の審議

議案第 47号 農業経営基盤法の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見照会について

報告第 16号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 48号 農業法第3条の規定による許可申請書の処理について

報告第 17号 農地法施行規則第29条の規定による報告について

議案第 49号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第 50号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

#### 8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美  
黒木支所 渡部 真弓 森松 和久 立花支所 井上 良徳 木下 瑠璃  
花 上陽支所 松尾 誠 近藤 大生 星野支所 橋本 祐助 山口 輝信  
矢部支所 小柳 徹郎

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長

みなさまこんにちは。本日は令和5年第10回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変忙しい中ご参集くださいまして誠にありがとうございました。また、今第10回の総会につきましては農業委員及び農地利用最適化推進委員全員に出席依頼をしております。ただ今より農業委員会総会を開会いたします。

（議長着席）

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員24名、

農地利用最適化推進委員41名であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、7番平井照也委員、8番塩塚義治委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんのでそのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局より案件の朗読をお願いします。</p> <p>(案件朗読)</p> <p>事務局朗読のとおり、報告2件・議案4件を一括議題といたします。1ページをお願いします。</p> <p>議案第47号 農業経営基盤法の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見照会について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第6条第4項の規定に基づき、八女市が見直しを行う八女市農業経営基盤強化促進基本構想について同法施行規則第2条の規定に基づき、八女市長から農業委員会に対し意見を求められているものでございます。資料は別添の資料で見出しに「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」と題されたものになります。内容につきましては八女市建設経済部農業振興課よりご説明いたします。</p>
農業振興課	<p>今年4月1日に改正農業経営基盤強化促進法、(以下「法」)が施行され、従来の人・農地プランが「地域計画」として法制化されました。今後は地域で担い手農業者等を中心に将来の農地の在り方について協議を行い、令和6年度までに地域計画として整備する必要があります。法改正に伴い、国は基本要綱を、県は基本方針を変更いたしました。これらのことに伴い法に基づき策定している市の基本的な構想についても見直しを行う必要が生じたので今回ご提示している変更案の内容で変更を行う次第となります。基本的な構想の見直しに際しては法施行規則第2条に「市町村が基本構想を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない」と規定されていることから今回ご説明を行うものでございます。</p>

## 農業振興課

早速ではございますが、ただいまから改正内容についてご説明を申し上げます。

まず、法の目的についてご説明いたします。この法は農業の健全な発展に寄与することが目的とされており、国民経済の発展と安定に農業が寄与するためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成する必要があります。これらの育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善しようとする農業者に対し、総合的な措置（農用地の利用集積、経営管理の合理化、農業経営基盤の強化）を講ずることで法の目的を達成することとされています。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想についてですが、この基本構想は法第6条第1項に基づき市町村が定めることができるとされており、現在の基本構想は令和4年3月に変更したものとなっています。今回、法改正に伴う変更点についてご説明申し上げます。事前にお配りしている右上に「別添」と記載された「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」中の下線部が追加・修正箇所となります。

1点目が、基本構想改正案の18ページからの部分で「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」となっています。4つの事項から構成しており、農業を担う者の確保及び育成の考え方、市が主体的に行う取組、関係機関と連携・役割分担の考え方、就農等希望者のマッチングや確保・育成のための情報収集・相互提供に関するものです。これらについては福岡県の筑後農林事務所八女普及指導センター、JAふくおか八女、農業委員会を主軸とする八女地域農業推進協議会新規就農支援対策会議や八女市担い手育成総合支援協議会との連携により農業を志す方がスムーズに就農できるよう努めているところです。それらのことについて明文化を行うものとなっています。

2点目が今回の主な改正点となりますが、従来の人・農地プランを法定化し、地域計画として策定することが規定されたことに伴う必要事項の追加となります。21ページの(1)から(3)までに記載しているものです。

(1)では法第18条第1項の協議の場の設置の方法についての記述となります。地域計画では地域の農業者等による農地の将来の在り方を協議する「協議の場」が重要な役割を担います。それらの

農業振興課	<p>設置の方法等について定めるものです。</p> <p>(2) では法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準についての記述となります。地域計画では農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める必要があり、地域の担い手の経営範囲や地域の歴史的まとまりや経緯を参考に設定すること等を記載しています。</p> <p>(3) では従来までの「人・農地プラン検討委員会」の位置づけや、地域計画の変更・進捗管理や実践に関する事項の記述をしています。</p> <p>3つ目の変更点としては法改正に伴う引用条項・条項番号・文言等の追加修正等を行うものです。また、文章表記における軽微な修正を行っています。</p> <p>以上が今回の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し内容の説明となります。冒頭でも申し上げましたとおり、今回の改正は法改正に伴うもので、地域計画の策定に向け、各県・各市町村に共通する改正となります。この点を踏まえご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑はありますか。</p>
推進委員 34番	<p>私も詳しいことは理解していませんが、個人の意見を言わせてもらおうと、農業を志すなら子どもが小さい時、幼稚園、小学校、中学校そういう所から興味を持たせていかなければ成り立っていかないと思います。そういう事がこれ(別添資料)には書いてありません。</p> <p>補助金をやるから農業をやるといっても、長続きはしません。本当に農業を好きな者が農業をするべきだと思います。よければその辺を再考していただくようお願いいたします。</p>
農業振興課	<p>大変貴重なご意見をありがとうございました。今回は法律の改正に基づきましてこの基本構想を改正させていただいておりますが、先程委員さんが、農業というものは子どもが産まれた時からとおっしゃりましたけどまさにその通りだと思います。農業振興課としましては教育の現場と連携しながら進めていきたいと思っております。以上でございます。</p>

議 長	<p>ただ今の指摘を受け止めて貴重なご意見として賜ったとのことによろしいですか。</p> <p>ほかにございますか。</p>
農業委員 14 番	<p>すみません、農地の取得や生活支援などの受け入れ態勢を整備とありますが、これはまるっきりの新規就農者に対してなのか、親元に後継者として入ってきた子どもに対してもそういう計画があるのかどうか教えてください。</p>
農業振興課	<p>お答えいたします。こちらは総合的なものとして記載しております。農業振興課としましては親元就農等で就農される方に対する国の補助事業等がありますので、そういったものを総合的に活用した支援を行うということで記載させていただいております。以上でございます。</p>
農業委員 14 番	<p>うちの息子も自分も苺を作っているけれど、そういう場合もいくらかの助成金はあるのか。同一作物の場合は出ないと、まるっきり新規で作らないとダメなのかと。自分が40代くらいなら新規に別に作ってもいいけれど、現状を維持するためにはそれ以上は手を広げられない。家族7人も8人もおるなら新規に作物を作れるかもしれないけどその辺も考慮して助成の仕方を考えてください。</p>
農業振興課	<p>貴重なご意見ありがとうございます。こちらの方でも検討していきたいと思えます。あとは国の助成金を活用する場合は、国の助成上の要件等ございますのでその辺りについては、丁寧なご質疑を申し上げながら皆さんにご理解いただけるよう努めていきたいと思えますのでよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>よろしいですか。ほかにありますか。</p> <p>はい、農業委員4番。</p>
農業委員 4 番	<p>本当に農業の後継者がいないというならば、JA含め行政区とともに、同じような情報をつかんで、行政からもJAに働きかけて、後継者がいないからあと何年ぐらいしかできない等の情報をきちっ</p>

	<p>と上にあげてそれを行政と共有してください。実際新規で農業やってみたい人たちがいるわけですよ。ところが、どこに行けば農地が買えるとか、誰に言えばいいのかわからない人が多いわけですよ。簡単に収入は上がらないかもしれませんが、やっぱり日本全国探せばやってみたいという人がいるわけですよ。それをぜひ、JAふくおか八女はこれだけ大きな組織ですので行政とともに、情報の共有とそれをHPにあげて本当に、日本全国に八女市はこういうところですよ、農作物についてはほぼできますよと、雪の心配はありませんとかそういうことをきちっと行政が伝えないと。</p> <p>実際あなたたちが動いてくれないと、あなたたちが情報収集能力もあるし、あるいはそれを日本全国に広める方法をお持ちでしょうから。漢字ばかりかいたやつ読んでも一緒ですよ、実際に動いてみてください。お願いします。</p>
議 長	<p>構想に見合った具体的な策を今後充分内部で検討していただきたいという内容だと思います。しっかり受け止めていただきたいと思います。ほかにございませんか。無い様ですのでここでお諮りをします。</p> <p>ただ今の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見照会について、変更内容について異議なしとして八女市長に回答することによろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんのでそのように決定いたしました。 農業振興課は退席されて結構です。 それでは2ページをお願いします。 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については8件です。総合計については、4ページをご確認ください。</p> <p>解約のあった土地22筆のうち田5筆、畑17筆、合計面積18,413㎡です。</p>

	<p>それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。        質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。        5 ページをお願いします。        議案第 4 8 号 農業法第 3 条の規定による許可申請書の処理について番号 1 番の説明を農業委員 7 番お願いします。</p>
農業委員 7 番	<p>1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。        質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。        ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。        続いて番号 2 番の説明を農業委員 1 8 番お願いします。</p>
農業委員 1 8 番	<p>2 番について説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。        質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。        ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。        続いて番号 3 番の説明を推進委員 3 9 番お願いします。</p>

<p>推進委員 3 9 番</p>	<p>3 番について説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 4 番の説明を推進委員 3 7 番お願いします。</p>
<p>推進委員 3 7 番</p>	<p>4 番について説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買による申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 5 番の説明を推進委員 3 7 番お願いします。</p>
<p>推進委員 3 7 番</p>	<p>5 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買による申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

<p>農業委員 1 2 番</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 6 番の説明を農業委員 1 2 番お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>6 番についてご説明します。譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 7 番の説明を推進委員 1 9 番お願いします。</p>
<p>推進委員 1 9 番</p>	<p>7 番についてご説明します。譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の相手方の要望による所移転売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 8 番の説明を推進委員 2 1 番お願いします。</p>
<p>推進委員 2 1 番</p>	<p>8 番についてご説明します。譲り渡し人の遠方による耕作困難と譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>

議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番の説明を推進委員20番お願いします。</p>
推進委員20番	<p>9番についてご説明します。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番の説明を推進委員19番お願いします。</p>
推進委員19番	<p>10番についてご説明します。譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番の説明を推進委員29番お願いします。</p>

<p>推進委員 2 9 番</p>	<p>1 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号 1 2 番の説明を推進委員 3 4 番お願いします。</p>
<p>推進委員 3 4 番</p>	<p>1 2 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号 1 3 番の説明を農業委員 8 番お願いします。</p>
<p>農業委員 8 番</p>	<p>1 3 番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>譲り受け人は広川で農業をされており、今回取得する農地で米を作付け予定です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p>

<p>推進委員 4 3 番</p> <p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 4 番の説明を推進委員 4 3 番説明をお願いします。</p> <p>1 4 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>推進委員 4 番</p> <p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 5 番の説明を推進委員 4 番をお願いします。</p> <p>1 5 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と譲り受け人の相手方の要望にとる所有権移転贈与の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>農業委員 5 番</p> <p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 6 番の説明を農業委員 5 番をお願いします。</p> <p>1 6 番について説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与による申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>

	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号17番の説明を推進委員32番お願いします。</p>
推進委員3 2番	<p>17番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号18番の説明を推進委員10番お願いします。</p>
推進委員1 0番	<p>18番についてご説明いたします。親から子へ10年間の使用貸借権設定の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 11ページをお願いします。</p>

事務局	<p>報告第17号 農地法施行規則第29条の規定による報告について番号1番を説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。農地を農業用施設に転用する場合のうち、自己の農地の利用または保全上必要な施設に転用する時は、その転用面積に関係なく許可を要しないこととし、畜舎、作業場など農業経営上必要な施設に転用するときは、その転用面積が2アール未満の場合には許可を要しないこととされています。農地法施行規則第29条第1号になります。今回この許可を要しない場合に該当し、農業委員会に届け出ることは法令上の義務ではございませんが、農家台帳を管理するために報告をしていただいております。</p> <p>1番について説明いたします。申請地の場所は、八女市立岡山小学校より南東へ200mほど進んだ農地になります。面積358㎡のうち9.42㎡を農業用倉庫用地として利用されます。</p> <p>農業倉庫につきましては、ユニットハウスです。倉庫には、農業資材及び作業場として利用されます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。12ページをお願いします。</p> <p>議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番について事務局より、農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p>
議長	<p>続いて農業委員2番より説明をお願いします。</p>
農業委員2番	<p>1番について説明いたします。場所につきましては、ゆめタウンより南へ300mほど進んだ農地になります。</p> <p>この土地を共同住宅用地2棟14戸として利用するための申請でございます。隣接する農地の同意はあります。水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。</p>

議 長	続いて現地調査の結果を推進委員1番より報告をお願いします。
推進委員1番	1番について説明いたします。8月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水については公共下水道で処理されます。雨水については、北側水路へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	地元委員の説明並びに現地調査の報告が終わりました。 ただ今より質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。  (異議なしの声あり)  異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号2番について農地区分の説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。農地の区分は、黒木支所より500m以内にあり宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。以上でございます。
議 長	続いて推進委員17番より説明をお願いします。
推進委員17番	2番についてご説明します。場所につきまして八女市黒木支所より西に約500m、アスタラビスタ黒木店の北東に隣接する農地です。この土地に客土による農地改良を行い、畑として利用するための一時転用の申請です。隣接する農地の同意および水利の承諾もとれており、排水に関しても問題ないと思います。
議 長	続いて現地調査の結果を推進委員20番より報告をお願いします。

推進委員 2 0 番	<p>2 番についてご説明します。8 月 2 8 日に現地調査を行った結果、東側からの排水処理については、暗渠排水を設置し、北側水路に排水されます。雨水については地下への自然透水と農地改良後に農地と隣接する南側に排水路を設置し排水されます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 ただ今より質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 3 番について農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、第 2 種農地と判断します。</p>
議 長	<p>続いて推進委員 4 4 番より説明をお願いします。</p>
推進委員 4 4 番	<p>3 番についてご説明いたします。場所は八女市役所星野支所から北東へ約 2 k m の場所に位置する農地です。 この土地を一般住宅用地として利用されるための申請です。隣接農地は、自己所有のため同意は必要ありません。また、申請地に水路はなく水利の承諾も必要ありません。排水に関しても問題は無いと考えます。</p>
議 長	<p>続いて現地調査の結果を農業委員 1 7 番より報告をお願いします。</p>
農業委員 1 7 番	<p>3 番についてご説明いたします。8 月 2 4 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され、南側水路へ排水される計画です。雨水は、自然流下により南側水路へ排水されます。隣接地への影響等、特段問題ないと確認しております。</p>

議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 ただ今より質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 13ページをお願いします。 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番について事務局より農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p>
議 長	<p>続いて農業委員22番より説明をお願いします。</p>
農業委員2 2番	<p>1番について説明いたします。場所につきましては、福岡県立八女農業高等学校より東へ100mほど進んだ農地になります。 この土地を専用住宅用地として利用するための申請でございます。隣接する農地はありません。水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>続いて現地調査の結果を農業委員7番より報告をお願いします。</p>
農業委員7 番	<p>1番について説明いたします。8月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水については公共下水道で処理されます。雨水については南側水路及び北側側溝へ排水されます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 ただ今より質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番について農地区分の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。</p>
議 長	<p>続いて推進委員14番より説明をお願いします。</p>
推進委員14番	<p>2番について説明いたします。場所につきましては、岡山保育園より北へ400mほど進んだ農地になります。</p> <p>この土地を建売住宅用地5戸として利用するための申請でございます。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>続いて現地調査の結果を農業委員6番より報告をお願いします。</p>
農業委員6番	<p>2番について説明いたします。8月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水については公共下水道で処理されます。雨水については、西側側溝へ排水されます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。</p> <p>ただ今より質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号3番について農地区分の説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p>
議長	<p>続いて農業委員8番より説明をお願いいたします。</p>
農業委員8番	<p>3番についてご説明いたします。場所は主要地方道玉名八女線の西原信号から南西へ約300mの場所に位置する農地です。この土地を、建設会社の資材置場用地として利用されるための申請でございます。なお、資材置場用地としては、申請地に隣接する宅地2筆も併せて取得され、全体計画面積2,664.16㎡を一体的に利用しようとするものです。隣接農地の同意があり、水利の承諾も得られており、排水に関しても問題は無いと考えます。</p> <p>続いて現地調査の結果を推進委員36番より報告お願いいたします。</p>
推進委員36番	<p>3番についてご説明いたします。8月25日に現地調査を行った結果、資材置場の計画であり、生活雑排水は発生しません。なお、雨水は、自然流下により西側水路へ排水されます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。</p>
議長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。</p> <p>ただ今より質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p>

以上で議案の審議は全て終了いたしました。  
これをもって本日の会議は終了いたします。お疲れ様でした。

( 閉会宣言 3 時 7 分 )

令和 5 年 9 月 5 日

議 長                      月 足 靖 彦

7 番                      平 井 照 也

8 番                      塩 塚 義 治